

# 案

## にっしんの表現指針 ～男女共同参画の視点から考えよう～ 性別に関わらず多様な視点で

「ことば」と「イラスト」

当たり前と思っていた表現が

ちょっとおかしい！

## はじめに

「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月に公布・施行され、それに伴い本市では平成13年度に「にっしんの表現指針」を作成しました。この度その後の社会変化を鑑み、改訂版を作成しました。市職員は基より地域・学校・職場などで、この表現指針を活用していただき、固定的な性別役割分担意識\*を解消し、互いに人権を尊重しながら、個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野でいきいきと活躍できる社会の実現を目指します。

※性別役割分担意識とは

「男性は外で仕事、女性は家庭で家事・育児」といったように、性別で社会における役割を決めてしまう考え方のこと。

## 表現指針のねらい

この「表現指針」は日本国憲法の「表現の自由」を規制したり、特定の表現を禁止するものではありません。作成する刊行物などが男女共同参画意識に基づいた表現や人権を尊重した表現を使用しているか確認をしたり、性別に関わらず人々の多様なあり方をより適切に表現するにはどうしたらよいかを考える手がかりを提供し、活用することを目的としています。

## 対象

- 日進市や外郭団体が発信する全ての情報が対象です。また、NPOや住民自治組織等（学生の団体を含む）が作成し、市が発信するものも対象です。
  - ①広報誌などの冊子
  - ②ポスター
  - ③パンフレット類
  - ④チラシ
  - ⑤計画や報告書等の刊行物
  - ⑥会議や説明会で使用する資料
  - ⑦インターネット上のホームページ
  - SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
  - ⑧新聞、テレビなどのマス・メディアの広報原稿
- 表現の種類としては、文字、イラストがあります。写真や映像、音声についてもできる限り参考にしていただきたいと思います。
- 会議や説明会等における発言や、窓口、電話対応の際にも参考にしていただきたいと思います。
- 市民の皆さんにおいては、PTA、自治会、職場等で作成する文書やイラスト等の参考にしてください。

## なぜ 「表現指針」が必要なの？

市職員の私たちは、情報を必要としている人々に、正確で誤解なく、効果的に伝えることが重要な職務のひとつです。また、多様な受け手を意識し、共感を得られるような表現を心がける必要があります。しかし、私たちが日ごろ何気なく発信している情報（文章、イラスト、写真、音声など）の中には、これまでの慣習にとらわれ、性的な差別につながる表現や偏ったイメージ（表現）を含んでいることがあります。そのことで効果的に広報することが難しくなる可能性もあります。メディアの問題<sup>※1</sup>は新聞やテレビ等のマス・メディアが中心だと考えられがちですが、市からは毎日さまざまな情報を発信していて、その情報はジェンダー<sup>※2</sup>を生み出す一因になる可能性があります。市もマス・メディアと同じく情報発信者のひとつといえるため、性別に関わらず人々の多様なあり方を表現するためには細心の注意が必要なのです。

また地域や職場などで発信される情報の表現にも、性的な差別につながる表現等が含まれていないか注意していただきたいと考えます。

### 偏ったイメージ（表現）ってなに？

性別による固定的なイメージ（表現）で現実とは異なるイメージ（表現）の場合もあります。

例えば服の色ですが、現実には性別に関係なく、その人の好みや個性によりさまざまな色の服を着ます。しかし「女性は暖色系（赤やピンク色）、男性は寒色系（青や緑色）の色の服を好んで着る」といった固定的なイメージで表現されることがあります。

特に、子どもの頃から偏ったイメージを目にすることで、誤ったイメージが形成され、その後の意識に大きく影響が出ることが心配されます。

#### ※1 メディアの問題

男女の固定的な表現が繰り返されることで、気づかないうちに人々の意識の中に、そのイメージが伝えられ、蓄積されていくこと。

#### ※2 ジェンダー

「女らしさ、男らしさ」「女の役割、男の役割」など社会的・文化的に形成された性別のこと。

## 1 イラスト編

平成30年度にご審議いただきます。

案 赤字・・事務局案追加・訂正  
 緑字・・委員意見徵収後追加・訂正  
 参照：旧指針12～16頁

2 ことば編

1 性別により職業・役割を限定する表現

これまでの表現	望ましい表現	説明
OL <b>キャリアウーマン</b>	会社員・職員・給与所得者	「OL」は職業名ではなく、「若い女性」という記号として使うケースが多い言葉です。一般の職業分類に基づいて性別不問の職業名を使います。 「キャリアウーマン」は男性を表す対になる言葉がありません。
スチュワーデス	客室乗務員 <b>キャビンアテンダント</b> <b>(CA)</b> <b>フライトアテンダント</b>	男女雇用均等法の改正により、女性のみ、男性のみの職業枠が取り外されてきたことなどを反映して、片方の性に限定する言葉は見直されてきています。
看護婦（士）	看護師	
保健婦（士）	保健師	
保母	保育士	
助産婦	助産師	
ウェイトレス ウェイター	<b>フロアスタッフ</b>	

案 赤字・・事務局案追加・訂正  
 緑字・・委員意見徵収後追加・訂正  
 参照：旧指針12～16頁

これまでの表現	望ましい表現	説明
主婦	女性・市民など状況により適切な表現に置き換える。	<p>情報として婚姻関係が問題でない必要ない場合でも、「結婚」という私生活について言及されることになります。</p> <p>また、<u>主婦イメージ</u>（既婚、生計を担っていない、家事を担っている）が強調され<u>個人としての事実が正しく認識されない</u>場合があります。</p> <p>また、現在においても「主婦＝既婚、生計を担っていない、家事を任せている」と強く連想され、本人の人となりや個性が正しく認識されない場合があります。</p>
お母さんの子育て 子育てをしているお母さん（ママ）のために～	あなたの（親）の子育て 子育てをしている人（あなた）のために～	子育ては、母親がするものという印象を与えます。子育ては、父親と母親が共に家族みんなでしたいものです。またひとり親の家庭など多様な家族構成にも対応できる言葉が望されます。
乳幼児をお持ちがみえる お母さん 乳幼児連れのお母さんへ～	乳幼児をお持ちのあなたが みえる保護者（親御さん・ご家庭） 乳幼児連れの保護者（親御さん・ご家庭）～～	
お父さんも手伝って	両親家族がみんなで協力して	

案 赤字・・事務局案追加・訂正  
 緑字・・委員意見徵収後追加・訂正  
 参照：旧指針12～16頁

2 「らしさ」にとらわれた表現

これまでの表現	望ましい表現	説明
<p>「女のくせに」          「男のくせに」          「女らしい〇〇」          「男らしい〇〇」  <b>「女性特有の」</b>  <b>「男性特有の」</b></p>	使用しない	<p>ある事柄や行為を性別により決めてしまう表現です。こうした決まり文句の中には、固定的な性別役割分担の結果によるものや、それを根拠づけるための偏見によるものが見られます。男性・女性の行為を決まり文句で表現することはこのようないい言葉で表現することは個人の尊厳を傷つけるものです。</p>
<p>「女々しい」          「男まさり」          「女だてらに」  <b>「男顔負け」</b>  <b>「雄雄しい」</b>  <b>「男泣き」</b>  <b>「女の腐ったような」</b></p>	使用しない	<p>同じ行為をしても男性と女性では性別によって表現が異なって使われる場合があります。</p> <p>例えば、女性なら「男まさり」といわれることが悪いイメージで表現される行為が男性なら「積極的」とかわれたりする好意的なイメージで表現される場合があります。これらの言葉には前述の「女のくせに」「男のくせに」という意味合いが含まれています。</p>
<p>「女性は弱く、男性は強い」          「女性は感情的、男性は理論的」  <b>「女は愛きょう、男は度胸」</b>  <b>「女の浅知恵」</b></p>	使用しない	<p>「弱い」・「強い」・「感情的」・「理論的」などは個人の特性です。それに女性・男性という言葉をつけて表現することは、個性と性別を連動させて捉えることになり、個人の尊厳を傷つけるものです。</p>

案 赤字・・事務局案追加・訂正  
 緑字・・委員意見徵収後追加・訂正  
 参照：旧指針12～16頁

3 女性のみ性別・年齢を強調する表現

これまでの表現	望ましい表現	説明
女医 女社長 女弁護士 女性議員 女性パイロット 女性記者 女流作家	「女・女性・女流」はつけない	今までの慣例で「女医・女流作家」とは言っても「男医・男流作家」とは言いません。女性の場合のみ職業名の前に「 <del>女・女性・女流</del> 」という字をつけることは、必要以上に性別を強調することになります。「女・女性・女流」をつけることは例外的、特殊だという印象を与えます。職業及び性別の情報が必要な場合は「職業名・女性」とします。
婦人警官	警察官	家庭や仕事や趣味に頑張っている女性という意味合いですが、子どもの有無によって仕事等の評価や責任が変わるものではありません。 当事者がグループ名として使用したり、イベントなどの名称として長年使用している場合もあります。しかし第3者が性別と年齢層などから判断して使用しないようにします。グループに所属するひとりひとりの生き方を尊重するため、固定概念を押し付けるような表現は控えます。
ママさんコーラス ママさんバレー パパ〇〇グループ	「ママさん」「パパ」はつけない	「老女・老婦人」は、特に必要ではない場合も使用されることがあり年齢を強調しているおそれがあります。性別及び年齢（高齢である）情報が必要な場合は、「〇〇歳（女性）」又は「高齢女性」とします。
老女 老婦人	高齢者 高齢女性	

案 赤字・・事務局案追加・訂正  
 緑字・・委員意見徵収後追加・訂正  
 参照：旧指針12～16頁

これまでの表現	望ましい表現	説明
婦人	女性	女が篠（ほうき）を持つ姿を示し、性別役割分担の意味合いを持っています。また既婚の女性だけを指し、女性一般を示す言葉ではありません。
華（花）を添える (女性に対して使用する場合) 職場の花	使用しない	若い女性を花に例えますが、年齢を重ねることで衰えたり、価値が下がったりすることをイメージさせます。
紅一点	使用しない	男性を表す対の言葉はありません。男性の集団の中に独りだけ女性がいることを示しています。
美人〇〇〇 イケメン〇〇 看板娘	使用しない	職務や能力に無関係な、容姿についての表現です。
合格者〇人（うち女性〇人）	合格者〇人	合格者は男性中心という状況を前提としています。統計上、性別の表記が必要な場合を除き、合計数のみを記載してください。
乙女 オールドミス	少女 使用しない	男性を表す対の言葉のない、若い女性に価値を置いた男性目線の言葉です。
貞淑	使用しない	女性の操がかたく、しとやかなことを表す、女性にのみ使用する言葉です。
才女 才色兼備	使用しない	男性を表す対の言葉がなく、女性に対する蔑視や偏見、容姿を重視する意味が含まれています。
処女〇〇〇	使用しない	処女のみ価値の高いものと考えるのは、男性の評価に過ぎません。

案 赤字・・事務局案追加・訂正  
 緑字・・委員意見徵収後追加・訂正  
 参照：旧指針12～16頁

4 人間全体を「男性」で表現

これまでの表現	望ましい表現	説明
父兄	保護者	「父兄」は女性に親権がなかった時代のなごりで、児童などの保護者を男性に特定した言葉です。
兄弟	兄弟姉妹 <b>きょうだい</b>	「兄弟・青少年・青年」は男性のみを意味して使用される場合と、女性を含んで使用される場合があります。しかし、一般的に女性が排除されている印象があります。
青少年・青年	子ども・学生・高校生・大学生など状況により適切な表現にする。	
帰国子女	帰国児童・帰国生徒・帰国学生など状況により適切な表現にする。	「子女」の「子」は男の子・息子を示しており、「女」は女子・娘を表しています。「子ども」といえば男子を念頭においている言葉です。
師弟	先生と生徒 師匠と教え子	師を仰ぎ、道を究めるのは男性という印象を与えます。女性の意味も含まれる言葉を使用します。
サラリーマン ビジネスマン	会社員・職員・給与所得者	「マン」=「男性」の意味があり、男性だけを念頭において使われる言葉です。
オングズマン	オングズパーソン	
キーマン	キーパーソン	女性の意味も含まれる言葉を使用します。
マンパワー	人的資源、人材	
フレッシュマン	新人	
カメラマン	写真家・フォトグラファー 撮影スタッフ	性別により職業を限定する言葉です。
行政マン	行政職員、公務員、 自治体職員	「職種+マン」の表現は注意します。
営業マン	営業スタッフ、営業担当者	
ホテルマン	ホテル従業員（スタッフ）	
OB (Old Boy)	O B・O G (Old Girl)、 出身者、卒業生	女性の意味も含まれる言葉を使用します。

案 赤字・・事務局案追加・訂正  
 緑字・・委員意見徵収後追加・訂正  
 参照：旧指針12～16頁

5 性別により呼び方をかえる表現

これまでの表現	望ましい表現	説明
女性は「さん」「ちゃん」、 男性は「氏」「くん」		
女性は名前、男性は姓で表現	性別により使い分けない	女と男の対等な関係を表現するため、性別によって表現を変えない。男性を姓で呼ぶときは、女性も同様に姓で呼ぶ。敬称も男女で統一します。
母子家庭、父子家庭	ひとり親家庭	統計上必要な場合を除き、性別で区別する必要はありません。
貴女	貴殿	貴女は貴殿より尊敬の意が低くなります。 現在では、性別関係なく貴殿を使用します。

6 結婚を「家」中心にとらえる表現

これまでの表現	望ましい表現	説明
嫁	息子の妻	
婿	娘の夫	
嫁ぐ・嫁(婿)をもらう・ 嫁にやる	結婚する	「嫁」に行く、「嫁」をもらうなど、かつての家父長制度に基づいた家中心の考え方です。
入籍（婚姻で使用する場合）	婚姻、結婚	
舅（しゅうと）	妻（夫）の父	
姑（しゅうとめ）	妻（夫）の母	

案 赤字・・事務局案追加・訂正  
 緑字・・委員意見徵収後追加・訂正  
 参照：旧指針12～16頁

7 家父長制度などに基づく男性中心の表現

これまでの表現	望ましい表現	説明
夫人	○○さん（○○氏 <span style="color:red;">さん</span> の妻）	「夫人」は、他人の妻の敬称として使われますが、既婚女性を夫に従属している人としての表現です。
奥さん・家内	妻・つれあい・パートナー・ <span style="color:red;">配偶者</span>	「主人・奥さん」は既婚の男性・女性を表す言葉で、男性は主たる者、女性を従たる者とした表現です。
主人・亭主 旦那（だんな）	夫・つれあい・パートナー・ <span style="color:red;">配偶者</span>	「主人・亭主」は既婚の男性・女性を表す言葉で、男性は主たる者、女性を従たる者とした表現です。
内助の功	<span style="color:red;">使用しない</span> <span style="color:red;">家族の協力</span> <span style="color:red;">家族の支え</span>	「内助の功」は、男性に対する女性の陰の力添え、手助けを指しています。
未亡人・後家	故○○氏 <span style="color:red;">さん</span> の妻	「未亡人」は、「夫が亡くなったときに、共に死ぬべきなのに生き残っている人」という意味があり、夫が亡くなつても妻の存在を夫が決めるという表現です。
良妻賢母	<span style="color:red;">使用しない</span>	性別役割を強調する表現です。対になる表現がないため、「良き夫・父」を前提とした表現とも取れます。
妻子を養う	家計を担う	<span style="color:red;">女性や子どもを一人前に扱わず、男性よりも低く位置付けている表現です。</span>
おんなこ 女子ども	<span style="color:red;">使用しない</span>	

案 赤字・・事務局案追加・訂正  
 緑字・・委員意見徵収後追加・訂正  
 参照：旧指針12～16頁

これまでの表現	望ましい表現	説明
人妻	既婚者	夫の所有物のような印象をあたえます。男性に対する言い方がない表現です。
女房役	補佐役	「女房=女性」は、男性を支えるものという固定的な役割を持った、男性中心の表現です。
(一家の) 大黒柱	家計の担い手	収入による家庭内の序列や、男性のみ働き収入があるという性別役割分業を連想させるため。

- ※ 法律の規定などにより、やむをえず記載の「ことば」を使用する場合もあります。
- ※ ここで取り上げている事例はあくまでも一例であり、これ以外は注意しなくてもよいというものではありません。他のイラストやことばについても男女共同参画の性別に関わらず多様な視点で職場内等で話し合い、よく考えて実践していただくことを期待します。

案 (新規作成)  
緑字・・委員意見徵収後、追加・訂正

◎性的少数者について

人の性は「女」と「男」2つにはっきり分けられるわけではありません。大きく「カラダの性（生物学的性）」「ココロの性（性自認）」「スキになる性（性的指向）」の3つの要素によって性が分けられます。

人の性 一覧票（抜粋）

	L（レズビアン）	G（ゲイ）	B（バイセクシュアル）	
カラダの性	女	男	女	男
ココロの性	女	男	女	男
スキになる性	女	男	男・女	女・男

	T（トランスジェンダー）				異性愛者（ストレート）	
カラダの性	女	女	男	男	女	男
ココロの性	男	男	女	女	女	男
スキになる性	女	男	男	女	男	女

Q（クエスチョンング）

ココロの性とスキになる性が、自分自身ではっきり判断がつかない人

- ※ 個人差があります。性的少数者は上記以外の人もいます。
- ※ 性同一性障害は、トランスジェンダーと同じ意味で使われることがありますが、医学的な診断名として使われている言葉です。

性的少数者はメディアでは、総称で「L G B T」と表現され、少しづつ認知は広まっていますが、まだ偏見があり生活しにくい状況です。

体格や性格などと同じで、性も「個性（自分らしさ）」の1つです。「個性（自分らしさ）」を大切にすることは、誰にとっても大切なことです。

ジェンダー表現は社会や文化が作り出したもので、全ての性に、また全ての人においてはあるものではありません。

ジェンダーを含む表現をせず、個性が重視される社会が、性別に関わらず誰もが過ごしやすい社会だと考えます。

案 (新規作成)  
緑字・・委員意見徵収後、追加・訂正

これまでの表現	望ましい表現	説明
ホモ	ゲイ	男性同性愛者を侮辱する言葉です。
おかま おんな男 オネエ	使わない	カラダの性が男性で、柔らかな優しい表現や装い、言葉やしぐさを使う男性に対して使われる言葉です。 ココロの性が女性の男性に対して使われることもあります。
レズ	レズビアン	女性同性愛者を侮辱する言葉です。
オナベ おとこ女	使わない	カラダの性が女性で、力強い表現や装い、言葉やしぐさを使う女性に対して使われる言葉です。
右(左)手の甲を 左(右)頬に当てるしぐさ	しない	同性愛者を侮辱するしぐさです。
「付き合っている人がいるか」尋ねる場合。  彼(彼女)はいるの?	パートナー(付き合っている人・好きな人)はいるの?	好きな相手が異性とは限りません。性別に関わらない表現にしましょう。

※ 性的少数者にとってパートナーについては、話し辛いことです。性的少数者、異性愛者に関わらず、必要な場合を除きプライベートな内容を尋ねることは慎みましょう。

A 1 1 y (アライ) ってなに？

ストレートアライ(Straight Ally)ともいいます。自分は、LGBTではないけれどLGBTなどの性的少数者を理解し、その人たちの活動を支持・支援している人たちのことを言います。

## Q & A

Q 1 イラストについて、女性と男性は必ず両方表現しなければなりませんか。

A 1 刊行物などを作成・配布する目的やそれを受け取る相手方によって異なります。その目的に沿った表現になるよう工夫することが必要です。状況によつては、高齢者、外国人、障がい者等さまざまな市民を表現することが望まれます。

Q 2 女性のスカート姿のイラストは絶対使用してはいけませんか。また、女性の服装の色使いは、絶対赤やピンクを避けるべきですか。

A 2 女性のスカート姿や女性の服装の色使いは、赤やピンクを使用してはいけないということではありません。市が発行する刊行物などの表現は、市民の意識に少なからず影響を与えることを認識し、今までの「女性のイメージ」「男性のイメージ」にとらわれず、多様な表現になるよう心がけてください。現在内閣府をはじめ全国で、必要以上に男女を区別しないように、表現についてのガイドラインを設けています。あくまでも、男女共同参画だけではなく多様な視点に立って、その刊行物などを作成・配布する目的や内容に沿う表現に配慮するということが重要です。

Q 3 女性(男性)職員などと性別を意識した表現が可能な場合ありますか。

A 3 (1) 女性(男性)に特化した事業や相談業務等で、同性の担当者が対応することにより、市民が安心感を得られる事業の場合は、あえて性別を意識した表現の方が望ましい場合もあります。その他、性別に関わらず対応が可能な場合は、性別を意識した表現はしないようにします。

例：乳がん健診・・・女性医師が対応します。

女性悩みごと相談・・・女性相談員が対応します。

(2) 女性(男性)の参画が遅れている分野で、参画を促進させるために、あえて性別を意識した表現をする必要がある場合があります。

例：育メン・・・育児に積極的に関わる男性

リケジョ・・・理系の学部(職場)の女性

ドボジョ・・・土木建築関連の学部(職場)の女性

案 (新規作成)  
緑字・・委員意見徵収後訂正・追加

Q 4 使用できる表現、使用しない表現の簡単な判断基準はありますか。

A 4 (1) これまで女性または男性一方のみ使われてきた言葉かどうか。

例) 紅一点・・・主に女性に使われてきた言葉で男性には使わない  
→使用しないようにしましょう。

(2) 言葉の中の「女」「男」を入れ替えて、違和感があるか。

例) 「女医」は使われてきましたが「男医」とは言いません  
→「医師」と表現しましょう。

「女社長」は使われてきましたが「男社長」とは言いません  
→「社長」と表現しましょう。

※広報・啓発内容によって性別を記載する際には、医師（女性）と  
表現します。

(3) ○○マンと表現してきた言葉

○○マンは主に男性を表現している言葉なので、女性を含む別の言葉  
で表現することが必要です。

例) サラリーマン→会社員                    カメラマン→写真家

上記は一部になりますので、判断が難しい場合は、「ことば編」で確認  
するか、担当にご連絡ください。

Q 5 名簿を作成する際、男性を先、女性を後にしますが、問題はありますか。

A 5 特別な決まりがないものは、五十音順や生年月日順などで、男女混合名簿  
を作成しましょう。

案 (新規作成)  
緑字・・委員意見徵収後訂正・追加

Q 6 窓口に既婚者の男性が来た場合、その男性の妻の呼び方。

A 6 窓口に来た男性の妻は「奥様」と呼ぶのが一般的です。

長年の慣習で「主人」と同じ意味で優劣なく女性を表現する言葉がないためです。その他状況によっては「お連れあいの方」などもいいかと思います。ただし窓口に来た方に対し「女性（男性）だから〇〇〇だろう。」など、思い込みによる接客はしないよう注意してください。

Q 7 イメージキャラクターを作成する場合、注意する点は何ですか。

A 7 広報すべき内容に適した性別、服装、色使い等に注意してください。注目させるだけのために女性・男性を強調した表現にならず、今までの「女性のイメージ」「男性のイメージ」にとらわれず、多様な表現になるよう心がけてください。

Q 8 世帯主や保護者の記入欄に対する例示が、「日進太郎」「日進一郎」など、男性を表現しているものを見かけます。

A 8 世帯主も保護者も男性が代表者とは限りません。また、保護者はひとりの場合もありますし、二人の場合も苗字が同一とも限りません。配慮ある例示表現を工夫してください。

例：「世帯主氏名 〇〇〇〇」  
「保護者氏名 〇〇〇〇  
〇〇〇〇」など

Q 9 トイレの入り口の表示（男性は黒、女性は赤など）の性別による色分けについて

A 9 基本的に女性用・男性用の表示は、JIS 規格（案内用図記号 JIS Z8210）に準ずることとし、原則色分けしていない世界の標準に合わせていくことが望ましいです。ただし不特定多数の利用者がいる施設（市の公共施設など）では、混乱を避けるために、いくつかの表現方法を組み合わせて女性用・男性用と明確な区別ができるようにする工夫が必要です。

学校など特定の人が利用する施設では、色分けはせずに1色で表現するのが望ましいです。ただし利用者が施設に不慣れな時期はいくつかの表現方法を組み合わせ、女性用・男性用と明確な区別ができるように工夫し、徐々に1色で表現する配慮が必要です。

- 白地に黒のシルエットを基本的な方向性とする。（JIS Z8210）



●不特定多数の利用が多い場合などの対応の例



男性 (Men)



女性 (Women)



青・水色・紺色などのライン



赤色などのライン

案 (新規作成)  
緑字・・委員意見徵収後訂正・追加

Q10 性別は女性・男性だけではないと思いますが、その配慮については。

A10 性的少数者に対する表現では、性別についての「女らしさ」「男らしさ」という固定的意識が問題になることがあります。性自認や性的指向は多様であることを踏まえ、表現について考えてください。

配慮について（例）

場面	配慮
イベントや講座などの受付時	必要のない場合は、性別を尋ねない。
見た目と戸籍等の性別があきらかに異なる方に対して	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 氏名を呼ぶ際には、苗字のみ。苗字のみでは難しい場合は、その方に近づき直接苗字で声をかける。</li><li>・ 性別を確認する場合は、小声で尋ねたり、紙に書いてある性別を指し示したりして、周囲に聞こえないように配慮する。</li></ul>

市民用表現指針に加えます

Q 1 直接仕事に関係ないし、情報を伝える上で、どのような言葉で表現するかは、些細な問題だと思いますが。

A 1 ジェンダーに基づく言葉や表現を繰り返し発信することにより、情報を受け取る側に偏見や固定観念などを植え付け、ものの見方に影響を与えることになります。どの業務にも関わりの深い問題です。業務本来の意味を誤解なく的確に表現できているか、女性・男性を先入観で表現しないように留意してください。

Q 2 今まで使用してきた表現について規制するのは、表現の自由に反するのではないか。

A 2 この表現指針は、個々の表現を画一的に統制するものではありません。今まで使用してきた表現でも、偏見や固定観念の意味が含まれているものがあります。その表現の何が問題なのか、どうすればより良い表現になるのかを考える手がかりにしてもらうための指針です。

Q 3 文化や伝統を無視したり、性の中性化を招いたりしませんか。

A 3 文化や伝統を守ることは大切ですが、差別や不平等につながる場合は変えていくことも必要です。また、実際の現代社会は「女性」「男性」ときちんと二分化する表現では表しきれないほど多様化しています。女性や男性を表現すること自体は問題ありませんが、固定観念で表現せず一人ひとりの個性を尊重する表現が必要です。

## チェックシート

チラシやパンフレットなどの配布物、報告書などを作成する際にご利用ください。

事前の検討の段階
1 伝えたい内容（施策・サービス）は何ですか？
2 伝えたい対象は誰ですか？
3 伝えたい内容の中で、特に強調したい点は何ですか？

<<イラストの場合>>

チェック項目	チェック	参考ページ
平成30年度にご審議いただきます。		

<<ことばの場合>>

チェック項目	チェック	参考ページ
言葉を見直そう	「スチュワーデス」等、片方の性に限定する職業の名称を使っていないませんか。	表現指針の該当ページ数がります
	「女性らしい細やかさ」「男性らしい大胆さ」等、「らしさ」にとらわれた表現を使っていないませんか。	
	「父兄」「サラリーマン」等、人間全体を男性で表現している言葉を使っていますか。	
	女性は「〇〇さん」、男性は「〇〇氏」と性別により呼び方を変える表現をしていませんか。	
	「嫁」「主人」等、家父長制度に基づく家中心、男性中心の表現を使っていますか。	
	女性のみ「女流〇〇」「女性口口」と必要以上に性を強調する表現をしていませんか。	

<<その他>>

公文書の様式や事業の必要書類について、性別記載欄が必要かどうか考えましょう。

最後に・・・	チェック
女性から見ても、男性から見ても違和感、疎外感のない表現になっていますか。	

各チェック項目等で判断がつかない場合は、必ず担当へご連絡ください。